

害者権利条約でも、「生きていくための権利」として保障されている。日本には、障がいのある成人が約1,059万人いるが、障害年金受給者数は約238万人で受給率はわずか23%にとどまっている。このように無年金障がい者が多いということは、憲法25条に基づく生存権保障が放置されている状態。日本の無年金の障がいのある人は(年老いた)親に養われてきている現実があり、障害者権利条約の保障する自立生活にはほど遠い現状であると言われました。また、障害年金認定の課題としても、判定医が本人の実態を知らないことや本人の意見が審査に反映されないこと等、市川氏と同様の問題点を挙げられていました。このように課題の多い障害年金制度の改善をめざし、2015年には藤岡氏を含む138名の会員が所属する専門職による障害年金法研究会を結成し、10年間障害年金についての研究や活動をしてきました。そして、国に対しても、障害年金専門部会の設置を申し入れたり、障害年金制度の改善を求める提言書も提出しましたが、面談での国の反応からは、これらの提言を受け止めたり、改革する意思は全く感じられなかったとのことでした。藤岡氏からのおわりの言葉として、障害年金の認定・手続きにおける違法ともいえる理不尽な国の運用は放置・黙認され、多数の障がい者の生存権が侵害されてきたが、それを許してきた専門職の責任は大きい。残念ながら、国には改革する気配は全く無いが、私たちは、これからも諦めずにこの問題を国民的課題として社会に提起し、各人がそれぞれの立場で、様々な活動を進めていくべきだと思いと結ばれました。

最後の登壇者の高野氏からは、まず、全育連の佐々木会長から声明文を発信したこと、全育連としても平成27年に年金の不支給、減給についての調査や等級判定ガイドラインに関するパブリックコメントを行ったことを話されました。私たちの考えとしては、障害基礎年金は、知的障がい者の障がい程度や支援の状況を考慮して等級を決めるべき、障がいは、病気と違って完治するものではないので、軽度の人にも、そして中度、重度、最重度の人にも程度に見合った年金が支給されるべきである。障害者基礎年金は、知的障がい者にとって、唯一保障された所得であり、生きていくための命綱であるということを強く訴えられました。

また、国連の障害者権利条約にも触れられ、2022年の対日初回審査総括所見においても障害年金の支給額については、障がい者当事者団体と協議するこ

とが勧告されているが、未だに協議の場は設定されていない。日本の年金額が世界の水準からみて非常に低額なのは、何度も指摘されており、2020年の時点でOECD加盟国43か国中、36位(下から8番目)となっている。低額すぎると言われているその年金すら支給されないように誘導するというのは、人として悪質すぎると考える。不支給問題が報道の通りだとしたら非常に許しがたい事態であり、厚生労働省に対しては、今回の報道に対する事実確認と結果の公表を強く求めると発言されました。次に、埼玉県の育成会で行っている法人後見業務を通じ実体験に基づいたお話をされました。手厚い支援を受けながらバス会社で清掃の仕事をしていた知的障がいのある男性が、3年目の契約更新の時に「2年間働いたから。」というだけの理由で2級年金が打ち切られた。障害年金に詳しい社会保険労務士に相談して、すぐに不服申し立てをしたが、管轄の社会保険審査会でも、厚生労働省の公開審査社会保険審査会でも認められず、最後に裁判所に行行政訴訟を起こしてやっと2級年金を取り戻したが、その頃には、彼はいろいろな問題を起こし、埼玉に居られなくなり故郷に帰ってしまったとのことでした。最初に不支給の決定を受けてから、取り戻すために2年近くが経ち、その間に彼は、職を失い、生活の場を失い、故郷に帰らざるを得なかった。年金機構は、こんなにも以前から、障害基礎年金の原則である障害年金は障害に対して支給されているものだとすることを理解できず、無視してきたのだと思っていると話されました。そして制度への思いとして、日本国憲法25条には、すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有し、国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めている。年金機構のトップの「不支給への誘導」は、この憲法の本質にも反しているとも言えるとも述べられました。障がいがあっても生存権や幸福を追求する権利等、人としての権利は同じはず。そのことが本人たちの人生のいろいろな場面で実感できる社会になるまで、私ももう少し頑張りますとの高野氏の言葉には、このセミナーを視聴していた全国各地の育成会会員が、「私も頑張ろう!」と同じ思いを抱いたことと思います。今回のセミナーは、障害年金制度の課題と現状を詳しく把握することができ、これまでの経緯や仕組みについても理解を深めることができた中身の濃い内容でした。

今回の不支給問題は、国会でも取り上げられるまでに発展しましたが、厚生労働省は、6月11日に令和